

高松市監査委員告示第29号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表します。

平成17年11月18日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	綾野和男
同	大橋光政

包括外部監査結果に基づく措置通知について

第1 平成11年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 行政経費としての補助金の機動性及び委託料の効率性について

(1) 措置を講じた部課名 教育部総務課

ア 措置通知日 平成17年8月25日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 実質的な競争原理の徹底を図るべきもの。積算ベースでの価格検証を実施すべきもの

小学校施設等保守管理業務については、予定価格の見直しを行うとともに、能力と実績を有する業者を新たに追加するなど、より業者間の競争力を高め、適正な価格での契約ができるようにした。

第2 平成13年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 公共施設の維持管理コスト分析

(1) 措置を講じた部課名 土木部下水道管理課

ア 措置通知日 平成17年9月21日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 過年度の建設投資に係る固定資産台帳の整備をすべきもの

下水道法の規定に基づき、公共下水道台帳を毎年度調整していることから、固定資産台帳に代わるものとして、公共下水道台帳によって下水道施設に係る資産管理を行っている。

(2) 措置を講じた部課名 文化部文化振興課

ア 措置通知日 平成17年9月21日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 新市民会館の建設前段階での投資事前評価制度を導入すべきもの

事前評価制度は、平成14年度から導入された制度であり、新市民会館建設に関して事前評価制度を活用した事前評価を行う余地はなかったが、新市民会館の供用開始までに事前評価制度に替わるものとして、政策会議、議会への説明・意見聴取等を通して新市民会館建設の効果、効率的な運営による適正な経費等について検証を行い、総合的な評価の上に立って事業を進めたものであり、結果として、事前評価を十分に行った上で新市民会館を設置した。

(イ) 耐震リスクの開示をすべきもの

旧市民会館は、平成16年度で取り壊しとなり、対象物そのものがなくなっているため、事業終了として処理した。